

資料 1

経営会議資料
平成 27 年 5 月 29 日
戦略企画部企画課

三重県国土強靭化地域計画（仮称）

最終案

平成 27 年 6 月

三 重 県

目 次

第1章 地域計画策定の基本的考え方

1 策定の背景・目的等	1
2 基本的考え方	2
3 県の各種計画等との関係	3

第2章 脆弱性評価

1 評価の方法等	4
2 想定するリスク	4
3 目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）の設定	5
4 「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
5 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価	8
6 評価結果のポイント	9

第3章 脆弱性評価を踏まえた国土強靭化の取組方針

1 取組方針	10
--------	----

第4章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進と見直し	41
2 「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による取組の推進	41

(別紙1) リスクシナリオ別脆弱性評価結果	42
-----------------------	----

第1章 地域計画策定の基本的考え方

1 策定の背景・目的等

- 平成25年12月、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」と表記します。）が成立・施行されました。

[国土強靱化]

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり

[国土強靱化の基本方針]

- ・人命の保護が最大限図られること
 - ・政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなること
 - ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
 - ・迅速な復旧復興に資すること
- 等

- 国土強靱化基本法の成立・施行を受け、平成26年6月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」（以下、「国の基本計画」と表記します。）を閣議決定するとともに、都道府県や市町村による国土強靱化にかかる計画策定の指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と表記します。）が策定されました。
- 国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取組を進めることができ不可欠であり、国の基本計画の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要です。
- 本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等から、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっています。

- このようなことから、本県においても、国土強靭化基本法における基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、三重県国土強靭化地域計画（以下、「県の地域計画」と表記します。）を策定します。

2 基本的考え方

- 國土強靭化基本法第14条において、「国土強靭化地域計画は国土強靭化基本計画と調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることから、県の地域計画は、國の基本計画を基にして策定することとします。
なお、「ガイドライン」では、地域計画の策定手順等について記載されていることから、県の地域計画は、この手順に沿って策定しています。
- 国の基本計画の計画期間は設定されていませんが、今後の国土強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靭化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととされています。
県の地域計画は、概ね10年先を見据えた計画とし、国土強靭化に関する今後の取組の方針等を示すものとしますが、今後、必要に応じて、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の改定等にあわせ内容を見直すこととします。
- 国においては、国土強靭化は國のリスクマネジメントとして捉えて、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを繰り返しながら取組を進めることとしています。
本県においては、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の前年度の取組を評価し、評価によって明らかになった成果や課題、翌年度の改善方向等を「成果レポート」としてとりまとめています。
県の地域計画に基づく国土強靭化の取組についても、毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映させていくこととします。
- 県民生活・県経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ等によるものも想定されますが、國の基本計画では、南海トラフ地震や首都直下型地震の発生が危惧されることや、ひとたび大規模な自然災害が発生すれば、甚大な被害が広範囲に及ぶことから、まずは対象リスクを大規模自然災害としています。

本県においては、「1 策定の背景・目的」で示したとおり、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等を踏まえ、国の基本計画と同様、対象リスクを大規模自然災害と設定します。

3 県の各種計画等との関係

○ 本県においては、大規模自然災害等のうち、南海トラフ地震等の大規模地震やそれに伴う津波に対しては、平成23年度から緊急的に取り組んできた津波避難対策や防災教育などの取組に加えて、災害時要援護者対策や観光客対策、緊急輸送・拠点機能の強化、復興プロセスの検討など、総合的な観点から、これからの中長期の地震・津波対策の方向性と道筋を示した「三重県新地震・津波対策行動計画」により、取組を進めています。

また、台風の大型化や局地的大雨の頻発など、近年、急激に激化の様相を見せ、対応の厳しさを増している風水害に対しては、「三重県新風水害対策行動計画」により、対策を講じていくこととしています。

県の地域計画の対象リスクは大規模自然災害としており、主に想定される自然災害は地震・津波、風水害であることから、県の地域計画の策定にあたっては、「三重県新地震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害対策行動計画」の内容を参考にします。

第2章 脆弱性評価

1 評価の方法等

○ 国においては、「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」（平成25年12月国土強靭化推進本部決定）に基づき、施策分野ごとに脆弱性評価を実施しています。

具体的には、①国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクを設定し、そのうえで、②達成すべき国土強靭化の目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の2種類）や、③その目標の妨げとなる事態として、仮に発生すれば国家として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定するとともに、④リスクシナリオごとに現状の施策（取組）について総合的な評価を行っています。

[個別施策分野]

- ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤金融、
⑥情報通信、⑦産業構造、⑧交通・物流、⑨農林水産、⑩国土保全、⑪環境、⑫土地利用

[横断的分野]

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③研究開発

○ 県の地域計画においては、ガイドラインに沿い、国の方針に準じて脆弱性評価を行います。

まず、①県民生活・県民経済に甚大な影響を及ぼすリスクを設定し、そのうえで、②達成すべき目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の2種類）や③その目標の妨げとなる事態として、仮に発生すれば県に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定するとともに、④そのリスクシナリオごとに現状の取組を評価します。

2 想定するリスク

○ 第1章の「2 基本的考え方」で示したとおり、県民生活・県民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故やテロ等によるものも想定されますが、本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等を踏まえ、大規模自然災害を想定リスクとして捉え、脆弱性評価を行いました。

3 目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）の設定

- 国土強靭化基本法では、次に掲げる基本方針に基づき、国土強靭化を推進するものとされており、国の基本計画においては、これらを「基本目標」として設定しています。
 - ・人命の保護が最大限に図られること
 - ・県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されるようにすること
 - ・県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
 - ・迅速な復旧復興に資すること
- 国の脆弱性評価においては、これらの「基本目標」を、大規模自然災害を想定して具体化し、次の8つを「事前に備えるべき目標」と設定しています。
 - ・大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
 - ・大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
 - ・大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
 - ・大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
 - ・大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
 - ・大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
 - ・制御不能な二次災害を発生させない
 - ・大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- ガイドラインでは、「目標は、原則として国の基本計画に即して設定する」とされていることから、国の基本計画と整合を図るため、県の地域計画の目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）は、国の基本計画で設定された目標と同じものとします。

4 「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 国においては、事前に備えるべき8つの目標の達成の妨げとなる事態として、45の「起きてはならない最悪の事態」（仮に発生すれば、致命的な影響が生じると考えられる事態）を設定しています。

○ ガイドラインでは、「地域計画の『起きてはならない最悪の事態』については、国の基本計画で設定している 45 の事態を参考にしつつ、地域の特性を踏まえて設定する」とされています。

このため、国の基本計画で設定された 45 の「起きてはならない最悪の事態」を本県の実情に応じて整理し、次のとおり 39 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

[参考]

○国の基本計画で設定されていたが、県の地域計画には取り入れなかつたもの

- ・「首都圏での中央官庁機能の機能不全」
- ・「郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態」
- ・「海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大に影響」
- ・「複数空港の同時被災」
- ・「金融サービスの機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態」
- ・異常渇水等により用水の供給の途絶

○三重県の実情に合わせて内容の一部を変更したもの

- ・「帰宅困難者」の対象者に観光客を追加

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落(離島を含む)等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 3-3 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態
		5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止 5-5 食料等の安定供給の停滞
		6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生 7-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-5 有害物質の大規模拡散・流出 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-7 風評被害等による県内経済等への甚大な影響
		8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 道路啓開等の復旧を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

5 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

- 国においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現在の状況で「起きてはならない最悪の事態」を回避することが可能か、不可能な場合は、何が足らないのかを分析するとともに、当該事態の回避（リスクの一部低減を含む）に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しています。

また、課題の分析、整理にあたっては、必要に応じ、他の主体（他府省庁、地方公共団体、民間事業者等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靭化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

- ガイドラインでは、「地域計画の脆弱性の分析・評価は、現状で把握できる施策等の進捗状況等を踏まえて行うことを想定しており、個別インフラの点検・調査等を新たに実施することは前提としていない」とされています。

このため、本県における脆弱性評価については、国の施策と同じような取組を本県でも実施している場合は、国の脆弱性評価の方法を参考にして分析・評価するとともに、本県の実情を踏まえて本県独自の取組を進めている場合は、その取組等も評価の対象に含めました。

なお、第1章の「3 県の各種計画等との関係」で示したとおり、「三重県新地震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害対策行動計画」の内容を参考にするとしたことから、両計画に記載された課題やそれらの課題を解決するための取組等も参考にして評価を行っています。

[脆弱性評価の対象に含めた本県独自の取組等]

- ・土砂災害危険箇所数が多いことを踏まえた土砂災害対策
- ・離島等への対策
- ・観光県であることを踏まえた観光地の防災対策
- ・石油コンビナート等の防災対策
- ・リニア中央新幹線の整備促進
- ・外国人住民が多いことを踏まえた外国人住民向けの防災対策

6 評価結果のポイント

- 評価結果は別紙1のとおりですが、評価結果のポイントは次のとおりです。

[評価結果のポイント]

- ・国土強靭化に資する取組は既に多く行われているものの、まだ十分ではないことから、今後も引き続き、取組を進める必要がある。
- ・建物や施設の耐震化対策などのハード対策だけでなく、ハザードマップの作成や業務継続計画（B C P）の作成などのソフト対策も進める必要がある。
- ・国土強靭化の取組を効果的に行うためには、市町や企業等との連携が不可欠であることから、各主体と連携し、取組を進める必要がある。

第3章 脆弱性評価を踏まえた国土強靭化の取組方針

1 取組方針

- 国においては、脆弱性評価結果に基づき、脆弱性評価を行うにあたり設定した12の個別施策分野と3つの横断的分野ごとに「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組方針（推進方針）を示しています。

[個別施策分野]

- ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤金融、
⑥情報通信、⑦産業構造、⑧交通・物流、⑨農林水産、⑩国土保全、⑪環境、⑫土地利用

[横断的分野]

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③研究開発

- 本県においては、第2章で実施した脆弱性評価結果に基づき、国の基本計画での検討手法を参考にして、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組方針（推進方針）を決定しました。

なお、取組方針（推進方針）は、脆弱性評価結果との対比が簡易となるよう、また、取組方針（推進方針）に基づく事業の進捗状況のとりまとめが柔軟にできるよう、リスクシナリオごとに整理しています。

- 本県の実情を踏まえた主な取組方針は、次のとおりです。

[本県の実情を踏まえた主な取組方針]

○土砂災害危険箇所数が多いことを踏まえた土砂災害対策（リスクシナリオ 1-5）

[取組方針]・土砂災害のおそれのある区域を明確にし、市町の行う警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等を指定する。

・市町における土砂災害ハザードマップの作成や避難勧告等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の整備を支援する。

等

○離島等への対策（リスクシナリオ 2-2）

[取組方針]・離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁等を整備する。

・災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、外部との通信確保に向けた備えとして、市町が実施する孤立化防止対策事業を支援する。

等

○観光県であることを踏まえた観光地の防災対策（リスクシナリオ 2-5）

[取組方針] 観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。

○石油コンビナート等の防災対策（リスクシナリオ 5-3）

[取組方針] ・コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策を促進する。

- ・石油タンクの耐震基準への適合率を高めるため、耐震改修を促進させる。
- ・火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。

等

○リニア中央新幹線の整備促進（リスクシナリオ 5-4）

[取組方針] 「リニア中央新幹線」については、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであることから、東京・大阪間の全線同時開業を目指して、国に働きかけていく。

○外国人住民が多いことを踏まえた外国人住民向けの防災対策

（リスクシナリオ 8-3）

[取組方針] 県内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人住民向けの防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。

リスクシナリオ別推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

○住宅・建築物等の耐震化

耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。また、ホテル、物販店舗等の大規模建築物について、市町と連携し、耐震化を進めるとともに、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策を進める。

○沿道建築物の倒壊防止等

沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等を推進する。

○交通施設の耐震化

主要駅や高架橋の耐震対策を促進する。

○無電柱化の推進

市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。

○大規模災害を考慮した都市づくり

想定される地震津波災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方を示し、都市マスターplanに反映させる。

○避難路等の整備

大規模地震が発生したときに、迅速かつ円滑な避難が行われるために、市町の避難計画に基づき、避難路等の整備に向けた支援を行う。

○避難場所となるオープンスペースの確保等

大規模地震が発生した場合、避難場所として利用できるオープンスペースの確保を進める。

○広域的な連携体制の構築

防災関係機関との連携強化を推進することにより大規模災害時の応急体制を充実するとともに、近隣府県からの応援・受援などの連携を強化する。

○一時滞在施設の確保

災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するとともに、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者との協定の活用を図るなど、災害時における輸送手段を確保する。

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

○多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

不特定多数の者が利用するホテル・病院・物販店舗等の大規模建築物について、市町と連携し、耐震化を進める。また、大規模地震時に、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策を進める。

○エレベーター閉じ込め事故対策の促進

大規模地震時に乗客の安全を確保するため、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置等の設置を促進する。

○学校施設の耐震化

県立学校の非構造部材の耐震対策を進める。公立小中学校については、耐震化未了の市町に対して、早期の耐震化完了に向け働きかける。また、私立学校の耐震化等を促進する。

○社会福祉施設の耐震化

障がい者や高齢者、子ども等災害時要援護者の安全を確保するため、障がい福祉サービス施設、高齢者関係施設、児童福祉施設等の耐震化を進める。

○災害拠点病院等の耐震化

災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関等における耐震化を進める。

○災害対応機関等の対応能力向上

住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力を向上させる。

○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

○常備消防の充実強化

消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する。

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

○大規模災害を考慮した都市づくり

想定される地震津波災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方を示し、都市マスタープランに反映させる。

○津波防災地域づくり、適切な情報提供等

住民一人ひとりの津波避難計画の普及を図っていくとともに、住民の迅速な津波避難や災害時要援護者対策など、より実践的な防災訓練等を実施していく。

また、津波からの適切な避難場所を確保し、避難所の機能強化や必要な資機材の整備を早期に進める。

防災行政無線（屋外スピーカ等）の適正配置や安定した電源確保に取り組む。また、防災みえ.jpや携帯電話会社による緊急速報メールなど、メール配信サービスの普及促進にも取り組む。

○防災教育の推進

公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災教育を実施するとともに、私立学校に対しても実施を促す。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防について、脆弱箇所の補強対策及び耐震対策を実施する。なお、海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策の検討を進める。

海岸保全施設については、施設の防護機能を維持するほか、嵩上げ等の改良や人工リーフの設置等を進める。

津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域における水門等については、耐震対策を推進する。

港湾施設については、老朽化対策や耐震対策を推進する。

【主な箇所】

河川：木曽川 鈴鹿川 雲出川 櫛田川 宮川 木津川 熊野川 等

海岸：津松阪港海岸 七里御浜海岸 等

○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生するおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する。

○避難路等の保全

津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所において、急傾斜地崩壊防止施設の整備を進め、避難路や避難場所の保全を推進する。また、道路の途絶を防ぐため、市街地等における道路の無電柱化、避難行動中の路上での二次被害を防止するための歩行空間の確保や沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板、窓ガラス等の落下防止、交通安全対策等についても推進する。

○避難路等の整備

大規模地震が発生したときに、迅速かつ円滑な避難が行われるために、市町の避難計画に基づき、避難路等の整備に向けた支援を行う。

○水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化

津波浸水予測区域内における水門の遠隔操作化を進めるとともに、津波による被害を軽減するため、陸閘の開閉操作の自動化、遠隔操作化を検討する。

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

○河川の整備

河道掘削や築堤、ダム等の整備・機能強化等の対策等を進める。

【主な箇所】

河川：木曽川 鈴鹿川 雲出川 櫛田川 宮川 木津川 熊野川 等

ダム：川上ダム 鳥羽河内ダム

○ハザードマップの作成支援

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の作成を支援する。

○河川堆積土砂の撤去

河川に堆積した土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」にて関係市町と撤去必要箇所の優先度を検討し、選定した撤去箇所等の情報を共有しながら緊急度の高い箇所より計画的に進める。

○河川・海岸・港湾・砂防施設の点検と対策

河川・海岸・港湾・砂防施設を當時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる。

○浸水想定区域図の作成

市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図を作成する。

○災害対策用機械等の操作人材の育成

異常気象時等の防災・減災に向けた迅速な対応ができる人材を育成するため、国土交通省が実施する災害対策用車両等の操作訓練に職員を派遣し、操作技術を習得させる。

○職員の人材育成

災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する。

1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

○適切な災害情報の提供

防災行政無線（屋外スピーカ等）の適正配置や安定した電源確保に向け、取組を進める。また、防災みえ.jp や携帯電話会社による緊急速報メールなど、メール配信サービスの普及促進にも取り組む。

○宅地災害予防対策の推進

がけ崩れや土砂の流出に伴う周辺への災害発生を未然に防止するために、梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ha以上の大規模な開発許可工事箇所の点検及びパトロールを実施し、開発事業者への指導を行う。

○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備などの土砂災害防止施設を整備する。

○土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域を明確にし、市町の行う警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等を指定する。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

市町における土砂災害ハザードマップの作成や避難勧告等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の整備を支援する。

○大規模災害を考慮した都市づくり

三重県地震津波対策都市計画指針（仮称）の方針に加え、大規模土砂災害等災害リスクを考慮した都市計画の考え方を、都市マスタープラン改定基本方針に反映する。

○治山施設の整備、自然と共生した森林づくり

保安林において、森林が持つ土砂流出防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧対策と予防対策を進める。また、森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る。

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地滑り防止施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について耐震化を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップの作成を促進する。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○情報提供手段及び情報収集手段の多様化・確実化

災害対策本部活動を情報面から支援する新たな防災情報プラットフォームの構築をめざすほか、映像や画像を活用した災害情報を収集するための体制整備、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制を整備する。

防災行政無線（屋外スピーカ等）の適正配置や安定した電源確保に取り組む。また、防災みえ.jpや携帯電話会社による緊急速報メールなど、メール配信サービスの普及促進にも取り組む。さらに、情報提供手段の多様化のため公共情報コモンズに参加するとともに、提供した情報を県民に伝達する事業者の公共情報コモンズへの加入を促進する。

東日本大震災では、被災状況や安否確認等の情報のやり取りにSNSが活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討する。

○地方公共団体の人員・体制整備

災害対策本部活動計画の見直しを行い、災害時に迅速かつ確実に情報収集・伝達を行うことができるよう、その検証を行い、災害対策本部における機能・体制の確保・強化を図る。

○交通渋滞の回避

発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。

○避難体制整備の支援

避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる警戒避難体制の整備を支援する。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○物資輸送ルート（陸路）の確保

災害発生時には、人員や物資など緊急輸送にかかる交通（輸送）を確保する必要があることから、高規格幹線道路や直轄国道の整備促進を図るとともに、高規格幹線道路や直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、地域高規格道路や県管理道路の早期供用に向けた取組を進める。また、緊急輸送道路等の整備および緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震対策を推進する。さらに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化を促進する。

【主な路線】

高規格幹線道路：新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（II期）、
熊野道路、新宮紀宝道路 等

直 轄 国 道：北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅、
松阪多気バイパス 等

地域高規格道路：四日市湯の山道路、磯部バイパス 等

【早期事業化が必要な路線】

近畿自動車道紀勢線の未事業化区間、北勢バイパスの未事業化区間、名神名阪連絡道路、鈴鹿亀山道路 等

○物資輸送ルート（空路、海路）の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める。

○迅速な道路啓開の態勢整備

国、県、市町、建設企業の連携のもと、迅速な道路啓開の態勢整備を推進する。また、迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行うとともに、代替路の確保が困難な箇所について、道路構造を強化する。

○水道施設の耐震化等

水道用水供給事業の主要施設である水管橋は、被災した場合、構造が複雑で応急復旧に長期間を要するもののが多数あることから、被災時の影響が大きい水管橋の耐震化を優先的に進める。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る。

○燃料の備蓄の促進

学校や災害拠点病院において、燃料の備蓄を促進する。

○民間物流施設等の災害対応力の強化

「みえ防災・減災センター」と連携しつつ、みえ企業等防災ネットワークを活用し、企業防災人材の育成、業務継続計画（B C P）の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する。

○各家庭における備蓄量の確保

発災直後に地域で自活する備えとして、水や飲料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。

○自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制の構築

中部圏及び近畿圏との災害時における物資提供等に関する応援協定に基づき、連携強化を図るとともに、市町との広域的な応援・受援体制の整備に向けて、「三重県市町災害時応援協定」に基づく物資支援体制について検討を進める。

また、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落（離島を含む）等の同時発生

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資など緊急輸送にかかる交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備および緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震対策を引き続き推進するとともに、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組む。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路および直轄国道の整備促進、地域高規格道路等の県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、ミッシングリンクとなっている高規格幹線道路、および直轄国道等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

さらに、地震や津波による地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

○孤立化防止対策事業への支援等

災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、外部との通信確保に向けた備えとして、市町が実施する孤立化防止対策事業を支援する。

○雨量規制区間の代替ルートの確保

台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、雨量規制区間の代替ルートの確保に向けた道路を整備する。

○災害発生時に避難路となる林道、農道及び漁港関連道の整備

農山漁村地域において、集落や漁港と幹線道路等を結ぶ避難路として重要となる林道、農道及び漁港関連道を整備する。

○漁港施設の防災・減災対策

離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁等を整備する。

○災害発生後の機動的・効率的な活動の確保

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集を強化する。

○民間備蓄等との連携

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。

○行政機関の機能低下の回避

大規模災害発時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（B C P）を策定する。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発時における優先業務の継続性を確保するため、三重県警察業務継続計画の継続的な見直しを行う。

○災害情報の収集

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やヘリコプターテレビシステムなどを活用した映像・画像による災害情報の収集体制を整備する。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○救助機関の災害対応力強化

東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急態勢を充実させる。

○災害対応能力の向上

大規模災害発時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。また、他県警察との合同訓練の実施により、災害現場における部隊間の連携を強化する。

○常備消防の充実強化

消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する。

○災害医療の体制整備

発災時に災害拠点病院等が災害医療に対処できるとともに、災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する。また、DMA T（災害派遣医療チーム）隊員に対する訓練や研修の充実強化を図る。

○消防団員等の人材育成

災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防職員、消防団員に対する教育訓練を実施する。また、自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する。

○合同訓練等の実施

住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力を向上させる。

○警察施設、消防施設の耐震化等

大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める。

○情報通信機能の耐災害性の強化

東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況をふまえ、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について見直しを進め、情報通信機能の耐災害性を強化する。

○消防救急無線のデジタル化

「三重県消防救急無線デジタル化広域化整備計画」に基づき、消防救急無線のデジタル方式への移行を促進する。

○自治体、関係府省庁の連携

災害応急対策活動における応援・支援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むほか、災害時の支援等にかかる協定の締結の促進、他府県との訓練を通じての連携強化、県内外からの災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○災害時の石油類燃料の確保

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。

○災害時の航空燃料の備蓄貯蔵所の整備の促進

災害応急対策初動期の緊急輸送ヘリコプターの継続運用を可能とするため、航空燃料の備蓄貯蔵所を整備する。

○災害拠点病院での電源確保

災害拠点病院が機能停止とならないよう、非常用発電装置の電源確保等の整備を促進する。

○インフラの整備・保全

エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災や市街地等における道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足

○一時滞在施設の確保

沿道に拠点を有する事業者との協定締結等により災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。

○インフラの整備・保全

帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災や市街地等における道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。

○代替輸送手段の確保等

帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者との協定の活用を図るなど、災害時における輸送手段を確保する。

○観光地の防災対策

観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○適切な医療機能の提供

県内の病院、特に災害拠点病院や災害医療支援病院等がいざというときに機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、または確保できる体制を整備する。

また、災害医療支援病院等と訓練などを通じて連携体制を強化する。

○介護保険施設の相互支援協定の締結促進

災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう、相互支援協定の締結を促進する。

○インフラの着実な整備・保全

災害発生時に人員や物資などの緊急輸送にかかる交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備および緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を引き続き推進するとともに、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組む。また、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路および直轄国道の整備促進、地域高規格道路等の県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、ミッシングリンクとなっている高規格幹線道路、および直轄国道等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避することにより、救急搬送の遅延を解消する。

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○感染症の発生・まん延防止

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。

また、消毒や害虫駆除を行うための体制等を構築する。

○下水を速やかに排除、処理するための体制の構築

大規模地震時のリスク低減のための危機管理対策の強化及び迅速な応急対応や活動支援のための準備行動など、業務継続等に資する計画の策定に取り組む。

○下水道施設の耐震化

ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

○被災による機能低下の回避

公共の安全と秩序の維持を図る観点から、大規模災害発生時における優先業務を継続するため、三重県警察業務継続計画の継続的な見直しを行うとともに、装備資機材の充実強化を図る。

○交通渋滞・交通事故の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避する。

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

○交通渋滞・交通事故の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避するため、信号機電源付加装置を整備する。

3-3) 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○災害対策本部の体制整備等

初動体制等にかかる災害対策本部活動計画の見直しを行い、災害時に迅速な対応を行うことができるよう、その検証を行う。また、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。

○三重県業務継続計画（B C P）の策定

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（B C P）を策定する。

○学校の耐震化、学校施設における非構造部材の耐震対策

県立学校の非構造部材の耐震対策を進める。公立小中学校については、市町に対して早期の耐震化完了、非構造部材の耐震点検及び耐震対策の早期の実施を働きかける。

○警察施設、消防施設の耐震化等

大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める。

○避難所での電力の確保

電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。

○周辺インフラの整備・保全

施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災や市街地等における道路の無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。

東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況をふまえ、現在県と市町の間で定めてい る「非常通信ルート」について見直しを進め災害発生時における非常通信を確保する。

○インフラの整備・保全

電力等の長期供給停止を発生させないように、市街地等における道路の無電柱化、 洪水・土砂災害・津波・高潮対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

○警察の情報通信システム基盤の耐災害性向上

民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるため、警察の情 報通信システム基盤について、その耐災害性を向上させる。

4-2) 災害情報が必要な者に伝達できない事態

○情報提供手段の整備

県民の迅速な避難行動を促すため、防災みえ.jp や携帯電話会社による緊急速報メールなど、メール配信サービスの普及促進や県ウェブサイトを活用した情報提供に取り組む。

また、情報提供手段の多様化のため公共情報コモンズに参加するとともに、提供した情報を県民に伝達する事業者の公共情報コモンズへの加入を促進する。

さらに、東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りにSNSが活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を行う。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

○企業における業務継続計画（BCP）策定の促進

事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

○インフラの整備・保全

道路の防災や市街地等における道路の無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○企業における業務継続計画（B C P）策定の促進

事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、業務継続計画（B C P）の策定を促進する。

○燃料供給ルート（陸路）の確保

災害発生時に、人員や物資など緊急輸送にかかる交通（輸送）を確保する必要があるため、緊急輸送道路等の整備および緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震対策を引き続き推進する。

また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する。

さらに、発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進、地域高規格道路等の県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、ミッシングリンクとなっている高規格幹線道路、および直轄国道等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○燃料供給ルート（空路・海路）の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制を整備する。

○コンビナート防災訓練の実施

従来のコンビナート防災訓練は火災等直接災害を対象としてきており、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練の実施を促進する。

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○三重県石油コンビナート等防災計画の見直し

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握するために実施した石油コンビナート等防災アセスメント調査結果も活用するなどして、「石油コンビナート等防災計画」を継続的に見直していく。

○コンビナート設備の耐震化

コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策を促進する。

○石油タンクの耐震改修の促進

石油タンクの耐震基準への適合率を高めるため、耐震改修を促進させる。

○高圧ガス設備の耐震改修促進

高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策を促進する。

○コンビナート周辺対策

火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。

○コンビナート災害に備えた訓練の実施

コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練の実施を促進する。

5-4) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

○発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備

緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、高規格幹線道路や直轄国道の整備促進を図るとともに、高規格幹線道路や直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、地域高規格道路等の県管理道路の早期供用に向けた取組を進める。

また、災害発生時に人員や物資などの緊急輸送にかかる交通（輸送）が確保されるよう緊急輸送道路等の整備および緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震対策を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

さらに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化を促進する。

【主な路線】

高規格幹線道路：新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、
熊野道路、新宮紀宝道路 等
直 轄 国 道：北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅、
松阪多気バイパス 等
地域高規格道路：四日市湯の山道路、磯部バイパス 等

【早期事業化が必要な路線】

近畿自動車道紀勢線の未事業化区間、北勢バイパスの未事業化区間、
名神名阪連絡道路、鈴鹿亀山道路 等

○港湾機能継続計画（港湾BCP）等の策定

被災後も港湾機能を継続させるため、港湾機能継続計画（港湾BCP）や漁港業務継続計画（漁港BCP）を策定し、その実効性の向上に向けた取組を進める。

○輸送機関相互の連携・代替性の確保

公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送機関毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。

○鉄道施設や港湾施設等の耐震対策などの推進

災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるように、鉄道施設の耐震対策、港湾施設の老朽化対策や耐震対策、市街地等における道路の無電柱化を推進する。

○リニア中央新幹線の整備促進

「リニア中央新幹線」については、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであることから、東京・大阪間の全線同時開業を目指して、国に働きかけていく。

5-5) 食料等の安定供給の停滞

○食品産業事業者等の業務継続計画（BCP）の策定

事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

○食品産業や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の拡大

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める。

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化

水産業の早期再開を目指すため、漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、地震等の災害発生時に施設が破損し、背後集落に被害をおよぼすおそれがある漁港施設等の機能保全対策を行う。

また、老朽化が著しく地震等の災害発生時に、農地や一般公共施設に被害をおよぼすおそれのある土地改良施設（排水機場・頭首工等）について、必要な機能保全対策等を行う。

さらに、避難路として活用できる農道について、橋梁の耐震診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進する。

○三重県農業版BCPの策定

想定される大規模災害に備え、被災農地の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じるため、三重県農業版BCPを策定する。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

○発変電所・送電線網等の災害対応力の強化

災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力、ガス、水道）との間で、地震被害想定調査に基づく災害復旧シナリオ等を共有する。

○石油タンクの耐震改修の促進

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握し、コンビナートの防災対策を推進する。

○港湾機能継続計画（港湾BCP）の策定

被災後の港湾機能の維持又は早期復旧を図り、地域産業における物流ルートを確保できるよう、四日市港の港湾機能継続計画（港湾BCP）を策定し、その実効性の向上に向けて取り組む。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施

エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を促進する。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

○上水道、工業用水道施設等の耐震化

水管橋は、被災した場合、構造が複雑で応急復旧に長期間を要するものが多数あることから、被災時の影響が大きい水管橋の耐震化を優先的に進める。

また、浄水場等における沈澱池、ポンプ所等の主要施設は、被災した場合、社会的に甚大な被害を及ぼすと考えられることから、浄水場等における主要施設の耐震化を進める。

○広域的な応援体制の整備

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報を共有する。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設の耐震化

ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。

○下水道B C Pの策定促進

大規模地震時のリスク低減のための危機管理対策の強化及び迅速な応急対応や活動支援のための準備行動など、業務継続等に資する計画を策定する。

○農業集落排水施設の老朽化対策、耐震化の推進

避難所等からの排水を受ける農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な耐震検討及び耐震化を行う。

○合併浄化槽への転換促進

浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

○輸送機関の確保

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。

○必要なインフラの整備・保全

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確保するため、地震、津波、洪水、土砂災害、雪害対策等や施設老朽化対策を着実に進める。

○落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策

豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所やアンダーパス部のポンプについて点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する。

○道路啓開態勢の整備

発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開にむけて、国・市町・建設業との連携した訓練の実施や、道路構造の強化、道路啓開基地の整備などの態勢を整備する。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

○救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実向上

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察活動を的確に実施するための体制及び装備資機材の整備、消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、救助活動能力の充実強化を促進するとともに、消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る。また、DMA T（災害派遣医療チーム）の実働訓練を行い、災害時の医療体制の充実強化を図る。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

○コンビナート災害の発生・拡大防止

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握し、防災関係機関が連携してコンビナートの防災対策を推進する。

○危険物質取扱施設の災害対策

高压ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策を徹底させるとともに、危険物施設の安全管理者に対する講習会を実施し、危険物等施設の安全対策を促進する。

○堤防、護岸の整備

河川堤防や海岸堤防について、脆弱箇所の補強対策及び耐震対策を実施する必要がある。なお、海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策の検討を進める。

海岸保全施設については、施設の防護機能を維持するほか、嵩上げ等の改良や人工リーフの設置等を進める。

【主な箇所】

河川：木曽三川 鈴鹿川 雲出川 櫛田川 宮川 木津川 熊野川 等

海岸：津松阪港海岸 七里御浜海岸 等

○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生するおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する。

○漂流物防止対策

津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者に減災対策の取組を啓発するとともに、養殖施設の構造検証及び改良の取組を支援する。

○コンビナート周辺対策

火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する

7-3) 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

○沿道の建物倒壊対策

県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。

○住宅・建築物等の耐震化

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。また、不特定多数の者が利用するホテルや物販店舗等の大規模建築物について、市町と連携し、耐震化を進める。

○災害情報の収集

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やヘリコプターテレビシステムなどを活用した映像・画像による災害情報の収集体制を整備する。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。

7-4) ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地滑り防止施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について、耐震化を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップの作成を促進する。

○ハードとソフトを組み合わせた対策

地すべり対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を行う。

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

○有害物質の流出対策等

有害物質の大規模・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取組を進める。

○高圧ガス施設の地震対策

高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震対策を促進する。

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理

地域コミュニティの脆弱化により、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、農地・農業水利施設等の地域資源について、適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動が行われる体制を整備する。

○適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策

森林の整備及び保全等を適切に実施しなければ、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクも高まるため、適切な間伐等の森林整備や林道橋等の老朽化対策、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応をとる。

○自然と共生した多様な森林づくり

森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

7-7) 風評被害等による県内経済等への甚大な影響

○災害発生時の被災地外に向けた情報発信

災害発生時において、県内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションする。

○失業対策等

震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理計画の策定

発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、県及びすべての市町で災害廃棄物処理計画が策定されるよう取り組むとともに、策定済みの市町についても、国災害廃棄物対策指針に沿った見直しを促進する。

○ごみ焼却施設の老朽化対策や災害対応能力の強化の促進

ごみ焼却施設について、老朽化対策とあわせ、自家発電設備の設置等災害対応力強化の促進を図る。

○災害廃棄物輸送

災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を生かした災害廃棄物輸送の実施について検討する。

8-2) 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○建設業界との応急復旧態勢の強化

被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える。

○建設業における防災・減災の担い手確保・育成

地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う県内の建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、引き続き、技能労働者等の育成及び確保のための取組を進める。

○被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保

被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部（市町）と判定士との連絡調整役を担うことから、判定実施主体となる市町単位での必要人数を確保する。

○被災宅地危険度判定士の養成

宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するために、判定士を養成する。

○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携

国の緊急災害対策派遣隊である TEC-FORCE と県、市町における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢を充実させる。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○コミュニティ力を強化するための支援

地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援する。

また、県内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人住民向けの防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。

○行政機関の機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（B C P）の策定や三重県警察業務継続計画の継続的な見直しを行うとともに、装備資機材の充実強化を図る。

○警察災害派遣隊の拡充

大規模災害発時に派遣が見込まれる警察災害派遣隊の招集・派遣体制を整備するとともに、救出救助等の実践的訓練により災害対応能力を向上させる。

○警察施設の耐震化等

大規模災害発時に警察機関が機能するため、警察施設の耐震化や津波浸水被害対策等を推進する。

○地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討する。震災復興にかかる指針を策定するほか、被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める。

8-4) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○想定の規模を超える事態と対策

想定規模を超える事態等により基幹インフラが広域的に損壊し、復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、部局横断的に、関係機関と連携して総合的に取組を進める。

また、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の整備、道路構造の強化の取組を進める。

○ハードとソフトを組み合わせた対策

ハード対策の着実な推進を行うとともに、道路啓開マップに基づく訓練、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる警戒避難体制整備の支援などのソフト面での対策を進める。

○地籍調査の推進

現地復元性のある地図を整備するため、市町が行う地籍調査を促進する。

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○海拔ゼロメートル地帯に対する対策

巨大地震発生時の津波等による長期にわたる浸水被害が予想される海拔ゼロメートル地帯について、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する。

【主な箇所】

河川：木曽三川下流域

海岸：長島地区海岸、城南第一地区海岸

○浸水対策、流域減災対策

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防について、脆弱箇所の補強対策及び耐震対策を実施する。また、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な水門等については、耐震対策を推進する。さらに、高潮・高波による被害軽減を図るため、機能の向上が必要な海岸保全施設については、嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を推進する。

【主な箇所】

河川：木曽三川 鈴鹿川 雲出川 櫛田川 宮川 木津川 熊野川 等

海岸：津松阪港海岸 七里御浜海岸 等

第4章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進と見直し

- 国土強靭化は、県の地域計画による取組だけで実現できるものではなく、国の基本計画による取組や県内市町が作成する地域計画の取組とも連携させて、国土強靭化の取組を推進していくこととします。
- 国の基本計画は、国土強靭化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにしており、今後の国土強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靭化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととなっています。
県の地域計画は、第1章の「2 基本的考え方」で示したとおり、概ね10年先を見据えた計画とし、国土強靭化に関する今後の取組の方針等を示すものとして策定していますが、今後、必要に応じて、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の改定等にあわせ、内容を見直すこととしています。

2 「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による取組の推進

- 国においては、毎年度、国土強靭化に関する施策の進捗状況の把握等を行い、必要に応じて新しい施策等を追加する等、常に施策の最適化を図り、推進計画を見直すというPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回していくこととしています。
- 本県においては、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」により、すべての事業等はPDCAサイクルを回しながら取り組んでいます。
第1章の「2 基本的考え方」で示したとおり、県の地域計画に基づく国土強靭化の取組についても、毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映させていきます。

(別紙1) リスクシナリオ別脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

○住宅・建築物等の耐震化

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う必要がある。

また、不特定多数の者が利用するホテル、物販店舗等の大規模建築物について、市町と連携し、耐震化を進めるとともに、大規模地震時に、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策を進める必要がある。

○沿道建築物の倒壊防止等

避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について推進する必要がある。

○交通施設の耐震化

より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から、主要駅や高架橋の耐震対策を促進する必要がある。

○無電柱化の推進

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

○大規模災害を考慮した都市づくり

想定される地震津波災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方を示し、都市マスタープランに反映していく必要がある。

○避難路等の整備

大規模地震が発生したときに、迅速かつ円滑な避難が行われるために、市町の避難計画に基づき、避難路等について、その整備に向けた支援を行う必要がある。

○避難場所となるオープンスペースの確保等

大規模地震が発生した場合、避難場所として利用できるオープンスペースの確保を進める必要がある。

○広域的な連携体制の構築

防災関係機関との連携強化を推進することにより大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、近隣府県との訓練を通じて、近隣府県からの応援・支援などの連携強化を図る必要がある。

○一時滞在施設の確保

沿道に拠点を有する事業者との協定締結等により災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するとともに、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等と協定を締結するなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

○多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

不特定多数の者が利用するホテル・病院・物販店舗等の大規模建築物について、市町と連携し、耐震化を進める必要がある。また、大規模地震時に、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策を進める必要がある。

○エレベーター閉じ込め事故対策の促進

大規模地震時に乗客の安全を確保するため、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置等の設置を促進する必要がある。

○学校施設の耐震化

県立学校については、平成25年度に耐震化が完了したことから、今後、非構造部材の耐震対策を進める必要がある。公立小中学校については、耐震化未了の市町に対して、早期の耐震化完了に向け働きかける必要がある。また、私立学校の耐震化等を促進していく必要がある。

○社会福祉施設の耐震化

障がい者や高齢者、子ども等災害時要援護者の安全を確保するため、障がい福祉サービス施設、高齢者関係施設、児童福祉施設等の耐震化を進める必要がある。

○災害拠点病院等の耐震化

災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関等における耐震化を進める必要がある。

○災害対応機関等の対応能力向上

住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力向上を図る必要がある。

○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

○常備消防の充実強化

消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する必要がある。

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

○大規模災害を考慮した都市づくり

想定される地震津波災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方を示し、都市マスターplanに反映していく必要がある。

○津波防災地域づくり、適切な情報提供等

住民一人ひとりの津波避難計画の普及を図っていくとともに、住民の迅速な津波避難や災害時要援護者対策など、より実践的な防災訓練等を実施していくことが必要である。

また、津波からの適切な避難場所を確保し、避難所の機能強化や必要な資機材の整備を早期に進める必要がある。

Jアラートの自動起動機については、平成25年度に県内全ての市町に整備されたところであるが、防災行政無線（屋外スピーカ等）の適正配置や安定した電源確保に向け、取組を進める必要がある。また、防災みえ.jpや携帯電話会社による緊急速報メールなど、メール配信サービスの普及促進にも取り組んでいく必要がある。

○防災教育の推進

公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災教育を実施するとともに、私立学校に対しても実施を促していく必要がある。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防について、脆弱箇所の補強対策及び耐震対策を実施する必要がある。なお、海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策の検討を進める必要がある。

海岸保全施設については、施設の防護機能を維持するほか、嵩上げ等の改良や人工リーフの設置等を進める必要がある。また、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域における水門等については、耐震対策を推進することが必要である。港湾施設については、老朽化対策や耐震対策を推進する必要がある。

○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生するおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する必要がある。

○避難路等の保全

津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所において急傾斜地崩壊防止施設の整備を進め避難路や避難場所の保全を推進する必要がある。また、道路の途絶を防ぐため、市街地等における道路の無電柱化、避難行動中の路上での二次被害を防止するための歩行空間の確保や沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板、窓ガラス等の落下防止、交通安全対策等についても推進する必要がある。

○避難路等の整備

大規模地震が発生したときに、迅速かつ円滑な避難が行われるために、市町の避難計画に基づき、避難路等について、その整備に向けた支援を行う必要がある。

○水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化

津波浸水予測区域内における水門の遠隔操作化を進めるとともに、津波による被害を軽減するため、陸閘の開閉操作の自動化、遠隔操作化の検討を行う必要がある。

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

○河川の整備

河道掘削や築堤、ダム等の整備・機能強化等の対策等を進める必要がある。

○ハザードマップの作成支援

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の作成支援を進める必要がある。

○河川堆積土砂の撤去

河川に堆積した土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」にて関係市町と撤去必要箇所の優先度を検討し、選定した撤去箇所等の情報を共有しながら緊急度の高い箇所より計画的に進める必要がある。

○河川・海岸・港湾・砂防施設の点検と対策

河川・海岸・港湾・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる必要がある。

○浸水想定区域図の作成

市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進める必要がある。

○災害対策用機械等の操作人材の育成

異常気象時等の防災・減災に向けた迅速な対応が行うことができる人材を育成するため、国土交通省が実施する災害対策用車両等の操作訓練に職員を派遣し、操作技術を習得させる必要がある。

○職員の人材育成

災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する必要がある。

1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

○適切な災害情報の提供

J アラートの自動起動機については、平成25年度に県内全ての市町に整備されたところであるが、防災行政無線（屋外スピーカ等）の適正配置や安定した電源確保に向け、取組を進める必要がある。また、防災みえ.jpや携帯電話会社による緊急速報メールなど、メール配信サービスの普及促進にも取り組んでいく必要がある。

○宅地災害予防対策の推進

がけ崩れや土砂の流出に伴う周辺への災害発生を未然に防止するために、梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ha以上の大規模な開発許可工事箇所の点検及びパトロールを実施し、開発事業者への指導を行う必要がある。

○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備などの土砂災害防止施設の整備を推進していく必要がある。

○土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域を明確にし、市町の行う警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定を推進していく必要がある。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

市町が避難勧告等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の整備支援を推進していく必要がある。

○大規模災害を考慮した都市づくり

三重県地震津波対策都市計画指針（仮称）の方針に加え、大規模土砂災害等災害リスクを考慮した都市計画の考え方を、都市マスタープラン改定基本方針に反映する必要がある。

○治山施設の整備、自然と共生した森林づくり

保安林において、森林が持つ土砂流出防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧対策と予防対策を進める必要がある。また、森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地滑り防止施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について耐震化を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップの作成を促進する必要がある。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○情報提供手段及び情報収集手段の多様化・確実化

災害発生時には被災地の情報を迅速かつ確実に収集し、必要な対策に生かしていくことが重要である。災害対策本部活動を情報面から支援する新たな防災情報プラットフォームの構築をめざすほか、映像や画像を活用した災害情報を収集するための体制整備、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制整備に取り組む必要がある。

Jアラートの自動起動機については、平成25年度に県内全ての市町に整備されたところであるが、防災行政無線（屋外スピーカ等）の適正配置や安定した電源確保に向け、取組を進める必要がある。また、防災みえ.jpや携帯電話会社による緊急速報メールなど、メール配信サービスの普及促進にも取り組む必要がある。さらに、情報提供手段の多様化のため公共情報コモンズに参加するとともに、提供した情報を県民に伝達する事業者の公共情報コモンズへの加入を促進する必要がある。

東日本大震災では、被災状況や安否確認等の情報のやり取りにSNSが活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を進める必要がある。

○地方公共団体の人員・体制整備

災害対策本部活動計画の見直しを行い、災害時に迅速かつ確実に情報収集・伝達を行うことができるよう、その検証を行い、災害対策本部における機能・体制の確保・強化を図る必要がある。

○交通渋滞の回避

発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。

○避難体制整備の支援

避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる警戒避難体制整備の支援を推進する必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○物資輸送ルート（陸路）の確保

災害発生時には、人員や物資など緊急輸送にかかる交通（輸送）を確保する必要があることから、高規格幹線道路や直轄国道の整備促進を図るとともに、高規格幹線道路や直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、地域高規格道路や県管理道路の早期供用に向けた取組を進める必要がある。

また、緊急輸送道路等の整備および緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震対策を推進する必要がある。

さらに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化が必要である。

○物資輸送ルート（空路、海路）の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める必要がある。

○迅速な道路啓開の態勢整備

国、県、市町、建設企業の連携のもと、迅速な道路啓開の態勢整備を推進する必要がある。また、迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行うとともに、代替路の確保が困難な箇所について、道路構造を強化する必要がある。

○水道施設の耐震化等

水道用水供給事業的主要施設である水管橋は、被災した場合、構造が複雑で応急復旧に長期間を要するものが多数あることから、被災時の影響が大きい水管橋の耐震化を優先的に進める必要がある。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る必要がある。

○燃料の備蓄の促進

学校や災害拠点病院において、燃料の備蓄を促進する必要がある。

○民間物流施設等の災害対応力の強化

みえ企業等防災ネットワークを活用し、企業防災人材の育成、業務継続計画（BCP）の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する必要がある。

○各家庭における備蓄量の確保

発災直後に地域で自活する備えとして、水や飲料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する必要がある。

○自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制の構築

中部圏及び近畿圏との災害時における物資提供等に関する応援協定に基づき、連携強化を図るとともに、市町との広域的な応援・受援体制の整備に向けて、「三重県市町災害時応援協定」に基づく物資支援体制について検討を進めていく必要がある。また、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落（離島を含む）等の同時発生

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資など緊急輸送にかかる交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備および緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震対策を引き続き推進するとともに、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組む必要がある。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路および直轄国道の整備促進、地域高規格道路等の県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、ミッシングリンクとなっている高規格幹線道路、および直轄国道等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

また、地震や津波による地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路上にある橋梁の耐震対策を推進する必要がある。

○孤立化防止対策事業への支援等

災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、外部との通信確保に向けた備えとして、市町が実施する孤立化防止対策事業に対して支援を行う必要がある。

○雨量規制区間の代替ルートの確保

台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、雨量規制区間の代替ルートの確保に向けた道路の整備を推進する必要がある。

○災害発生時に避難路となる林道、農道及び漁港関連道の整備

農山漁村地域において、集落や漁港と幹線道路等を結ぶ避難路として重要となる林道、農道及び漁港関連道の整備を進める必要がある。

○漁港施設の防災・減災対策

離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁等の整備を進める必要がある。

○災害発生後の機動的・効率的な活動の確保

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集の強化を図る必要がある。

○民間備蓄等との連携

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

○行政機関の機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（B C P）を策定する必要がある。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における優先業務の継続性を確保するため、三重県警察業務継続計画の継続的な見直しを行う必要がある。

○災害情報の収集

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やヘリコプターテレビシステムなどを活用した映像・画像による災害情報の収集体制を整備する必要がある。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○救助機関の災害対応力強化

東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急態勢の充実を図る必要がある。

○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

また、他県警察との合同訓練の実施により、災害現場における部隊間の連携強化を図る必要がある。

○常備消防の充実強化

消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する必要がある。

○災害医療の体制整備

発災時に災害拠点病院等が災害医療に対処できるとともに、災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する必要がある。

また、DMA T（災害派遣医療チーム）隊員に対する訓練や研修の充実強化を図る必要がある。

○消防団員等の人材育成

災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防職員、消防団員に対する教育訓練を実施する必要がある。また、自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する必要がある。

○合同訓練等の実施

住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る必要がある。

○警察施設、消防施設の耐震化等

大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める必要がある。

○情報通信機能の耐災害性の強化

東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況をふまえ、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について見直しを進め、情報通信機能の耐災害性の強化を図る必要がある。

○消防救急無線のデジタル化

「三重県消防救急無線デジタル化広域化整備計画」に基づき、消防救急無線のデジタル方式への移行を促進する必要がある。

○自治体、関係府省庁の連携

災害応急対策活動における応援・支援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むほか、災害時の支援等にかかる協定の締結の促進、他府県との訓練を通じての連携強化、県内外からの災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める必要がある。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○災害時の石油類燃料の確保

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

○災害時の航空燃料の備蓄貯蔵所の整備の促進

災害応急対策初動期の緊急輸送ヘリコプターの継続運用を可能とするため、航空燃料の備蓄貯蔵所の整備を進める必要がある。

○災害拠点病院での電源確保

災害拠点病院が機能停止とならないよう、非常用発電装置の電源確保等の整備を促進する必要がある。

○インフラの整備・保全

エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災や市街地等における道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足

○一時滞在施設の確保

沿道に拠点を有する事業者との協定締結等により災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する必要がある。

○インフラの整備・保全

帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災や市街地等における道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。

○行政機関の機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（B C P）を策定する必要がある。

○代替輸送手段の確保等

帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等と協定を締結するなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。

○観光地の防災対策

観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する必要がある。

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○適切な医療機能の提供

県内の病院、特に災害拠点病院や災害医療支援病院等がいざというときに機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、または確保できる体制を整備する必要がある。

また、災害医療支援病院等と訓練などを通じて連携体制の強化を図る必要がある。

○介護保険施設の相互支援協定の締結促進

災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう相互支援協定の締結を促進する必要がある。

○インフラの着実な整備・保全

災害発生時に人員や物資などの緊急輸送にかかる交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備および緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を引き続き推進するとともに、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組む必要がある。また、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路および直轄国道の整備促進、地域高規格道路等の県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、ミッシングリンクとなっている高規格幹線道路、および直轄国道等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避することにより、救急搬送の遅延を解消する必要がある。

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○感染症の発生・まん延防止

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除を行うための体制等を構築しておく必要がある。

○下水を速やかに排除、処理するための体制の構築

大規模地震時のリスク低減のための危機管理対策の強化及び迅速な応急対応や活動支援のための準備行動など、業務継続等に資する計画の策定に取り組む必要がある。

○下水道施設の耐震化

ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

○被災による機能低下の回避

公共の安全と秩序の維持を図る観点から、大規模災害発生時における優先業務を継続するため、三重県警察業務継続計画の継続的な見直しを行う必要があるとともに、装備資機材の充実強化を図る必要がある。

○交通渋滞・交通事故の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避する必要がある。

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

○交通渋滞・交通事故の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。

3-3) 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○災害対策本部の体制整備等

初動体制等にかかる災害対策本部活動計画の見直しを行い、災害時に迅速な対応を行うことができるよう、その検証を行う必要がある。また、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。

○三重県業務継続計画（B C P）の策定

大規模災害発時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（B C P）を策定する必要がある。

○学校の耐震化、学校施設における非構造部材の耐震対策

県立学校については、平成 25 年度に耐震化が完了したことから、今後、非構造部材の耐震対策を進める必要がある。公立小中学校については、市町に対して早期の耐震化完了、非構造部材の耐震点検及び耐震対策の早期の実施を働きかける必要がある。

○警察施設、消防施設の耐震化等

大規模災害発時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める必要がある。

○避難所での電力の確保

電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。

○周辺インフラの整備・保全

施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災や市街地等における道路の無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。

東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況をふまえ、現在県と市町の間で定めていいる「非常通信ルート」について見直しを進め災害発生時における非常通信を確保する必要がある。

○インフラの整備・保全

電力等の長期供給停止を発生させないように、市街地等における道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

○警察の情報通信システム基盤の耐災害性向上

民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるため、警察の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。

4-2) 災害情報が必要な者に伝達できない事態

○情報提供手段の整備

県民の迅速な避難行動を促すため、防災みえ.jp や携帯電話会社による緊急速報メールなど、メール配信サービスの普及促進や県ウェブサイトを活用した情報提供に取り組んでいく必要がある。

また、情報提供手段の多様化のため公共情報コモンズに参加するとともに、提供した情報を県民に伝達する事業者の公共情報コモンズへの加入を促進する必要がある。

さらに、東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りにSNSが活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を行う必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

○企業における業務継続計画（BCP）策定の促進

事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、講演会の開催や広報活動により、業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

○インフラの整備・保全

道路の防災や市街地等における道路の無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○企業における業務継続計画（BCP）策定の促進

事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、講演会の開催や広報活動により、業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

○燃料供給ルート（陸路）の確保

災害発生時に、人員や物資など緊急輸送にかかる交通（輸送）を確保する必要があるため、緊急輸送道路等の整備および緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震対策を引き続き推進する必要がある。

また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する必要がある。

さらに、発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進、地域高規格道路等の県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、ミッシングリンクとなっている高規格幹線道路、および直轄国道等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○燃料供給ルート（空路・海路）の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める必要がある。

○コンビナート防災訓練の実施

従来のコンビナート防災訓練は火災等直接災害を対象としてきており、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練の実施を促進する必要がある。

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○三重県石油コンビナート等防災計画の見直し

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握するため石油コンビナート等防災アセスメント調査を実施し、「石油コンビナート等防災計画」の見直しにつなげていく必要がある。

○コンビナート設備の耐震化

コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策を促進する必要がある。

○石油タンクの耐震改修の促進

石油タンクの耐震基準への適合率を高めるため、耐震改修を促進させる必要がある。

○高圧ガス設備の耐震改修促進

高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策の徹底を図る必要がある。

○コンビナート周辺対策

火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。

○コンビナート災害に備えた訓練の実施

コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練の実施を促進する必要がある。

5-4) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

○発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備

緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、高規格幹線道路や直轄国道の整備促進を図るとともに、高規格幹線道路や直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、地域高規格道路等の県管理道路の早期供用に向けた取組を進める必要がある。また、災害発生時に人員や物資などの緊急輸送にかかる交通（輸送）が確保されるよう緊急輸送道路等の整備および緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震対策を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する必要がある。

さらに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化が必要である。

○港湾機能継続計画（港湾B C P）等の策定

被災後も港湾機能を継続させるため、港湾機能継続計画（港湾B C P）や漁港業務継続計画（漁港B C P）の策定を進め、その実効性の向上に向けた取組を進める必要がある。

○輸送機関相互の連携・代替性の確保

公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送機関毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する必要がある。

○鉄道施設や港湾施設等の耐震対策などの推進

災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるように、鉄道施設の耐震対策、港湾施設の老朽化対策や耐震対策、市街地等における道路の無電柱化を推進する必要がある。

○リニア中央新幹線の整備促進

「リニア中央新幹線」については、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであることから、東京・大阪間の全線同時開業を目指して、国に働きかけていく必要がある。

5-5) 食料等の安定供給の停滞

○食品産業事業者等の業務継続計画（B C P）の策定

事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、講演会の開催や広報活動により、業務継続計画（B C P）の策定を促進する必要がある。

○食品産業や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の拡大

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化

水産業の早期再開を目指すため、漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、地震等の災害発生時に施設が破損し、背後集落に被害を及ぼすおそれがある漁港施設等の機能保全対策を行う必要がある。

また、老朽化が著しく地震等の災害発生時に、農地や一般公共施設に被害をおよぼすおそれのある土地改良施設（排水機場・頭首工等）について、必要な機能保全対策等を行う必要がある。

さらに、避難路として活用できる農道について、橋梁の耐震診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進する必要がある。

○三重県農業版B C Pの策定

想定される大規模災害に備え、被災農地の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じるため、三重県農業版B C Pを策定する必要がある。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

○発変電所・送電線網等の災害対応力の強化

災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力、ガス、水道）との間で、地震被害想定調査に基づく災害復旧シナリオ等の共有を図る必要がある。

○石油タンクの耐震改修の促進

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握し、コンビナートの防災対策の推進を図る必要がある。

○港湾機能継続計画（港湾BCP）の策定

被災後の港湾機能の維持又は早期復旧を図り、地域産業における物流ルートを確保できるよう、四日市港の港湾機能継続計画（港湾BCP）を策定し、その実効性の向上に向けた取組を進める必要がある。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施

エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を促進する必要がある。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

○上水道、工業用水道施設等の耐震化

水管橋は、被災した場合、構造が複雑で応急復旧に長期間を要するものが多数あることから、被災時の影響が大きい水管橋の耐震化を優先的に進める必要がある。また、浄水場等における沈澱池、ポンプ所等の主要施設は、被災した場合、社会的に甚大な被害を及ぼすと考えられることから、浄水場等における主要施設の耐震化を進める必要がある。

○広域的な応援体制の整備

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る必要がある。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設の耐震化

ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める必要がある。

○下水道B C Pの策定促進

大規模地震時のリスク低減のための危機管理対策の強化及び迅速な応急対応や活動支援のための準備行動など、業務継続等に資する計画の策定に取り組む必要がある。

○農業集落排水施設の老朽化対策、耐震化の推進

避難所等からの排水を受ける農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な耐震検討及び耐震化を行う必要がある。

○合併浄化槽への転換促進

浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

○輸送機関の確保

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を進める必要がある。

○必要なインフラの整備・保全

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確保するため、地震、津波、洪水、土砂災害、雪害対策等や施設老朽化対策を着実に進める必要がある。

○落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策

豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所やアンダーパス部のポンプについて点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する必要がある。

○道路啓開態勢の整備

発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開にむけて、国・市町・建設企業との連携した訓練の実施や、道路構造の強化、道路啓開基地の整備などの態勢整備を図る必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

○救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実向上

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察活動を的確に実施するための体制及び装備資機材の整備、消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、救助活動能力の充実強化を促進するとともに、消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る必要がある。また、DMA T（災害派遣医療チーム）の実働訓練を行い、災害時の医療体制の充実強化を図る必要がある。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

○コンビナート災害の発生・拡大防止

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握し、防災関係機関が連携してコンビナートの防災対策推進を図る必要がある。

○危険物質取扱施設の災害対策

高压ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策の徹底を図るとともに、危険物施設の安全管理者に対する講習会を実施し、危険物等施設の安全対策を促進する必要がある。

○堤防、護岸の整備

河川堤防や海岸堤防について、脆弱箇所の補強対策及び耐震対策を実施する必要がある。なお、海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策の検討を進める必要がある。

海岸保全施設については、施設の防護機能を維持するほか、嵩上げ等の改良や人工リーフの設置等を進める必要がある。

○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生するおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する必要がある。

○漂流物防止対策

津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者に減災対策の取組を啓発するとともに、養殖施設の構造検証及び改良の取組に対して支援を行う。

○コンビナート周辺対策

火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

7-3) 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

○沿道の建物倒壊対策

県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う必要がある。また、不特定多数の者が利用するホテルや物販店舗等の大規模建築物について、市町と連携し、耐震化を進める必要がある。

○災害情報の収集

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やヘリコプターテレビシステムなどを活用した映像・画像による災害情報の収集体制を整備する必要がある。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。

7-4) ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地滑り防止施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について、耐震化を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップの作成を促進する必要がある。

○ハードとソフトを組み合わせた対策

地すべり対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を行う必要がある。

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

○有害物質の流出対策等

有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取組を進める必要がある。

○高圧ガス施設の地震対策

高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震対策を促進する必要がある。

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理

地域コミュニティの脆弱化により、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、農地・農業水利施設等の地域資源について、適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動が行われる体制を整備する必要がある。

○適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策

森林の整備及び保全等を適切に実施しなければ、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクも高まるため、適切な間伐等の森林整備や林道橋等の老朽化対策、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が發揮されるための総合的な対応をとる必要がある。

○自然と共生した多様な森林づくり

森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

7-7) 風評被害等による県内経済等への甚大な影響

○災害発生時の被災地外に向けた情報発信

災害発生時において、県内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

○失業対策等

震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理計画の策定

発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、県及びすべての市町で災害廃棄物処理計画が策定されるよう取組を行うとともに、策定済みの市町についても、国災害廃棄物対策指針に沿った見直しを進める必要がある。

○ごみ焼却施設の老朽化対策や災害対応能力の強化の促進

ごみ焼却施設について、老朽化対策とあわせ、自家発電設備の設置等災害対応力強化の促進を図る必要がある。

○災害廃棄物輸送

災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を生かした災害廃棄物輸送の実施について検討する必要がある。

8-2) 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○建設業界との応急復旧態勢の強化

被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える必要がある。

○建設業における防災・減災の担い手確保・育成

地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う県内の建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、引き続き、技能労働者等の育成及び確保のための取組を進める必要がある。

○被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保

被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部（市町）と判定士との連絡調整役を担うことから、判定実施主体となる市町単位での必要人数を確保する必要がある。

○被災宅地危険度判定士の養成

宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するために、判定士を養成する必要がある。

○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携

国の緊急災害対策派遣隊である TEC-FORCE と県、市町における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る必要がある。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○コミュニティ力を強化するための支援

災害が起きた時の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援していく必要がある。

また、県内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人住民向けの防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる必要がある。

○行政機関の機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（B C P）の策定や三重県警察業務継続計画の継続的な見直しを行うとともに、装備資機材の充実強化を図る必要がある。

○警察災害派遣隊の拡充

大規模災害発時に派遣が見込まれる警察災害派遣隊の招集・派遣体制の整備を図るとともに、救出救助等の実践的訓練により災害対応能力の向上を図る必要がある。

○警察施設の耐震化等

大規模災害発時に警察機関が機能するため、警察施設の耐震化や津波浸水被害対策を推進する必要がある。

○地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく必要がある。震災復興にかかる指針を策定するほか、被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める必要がある。

8-4) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○想定の規模を超える事態と対策

想定規模を超える事態等により基幹インフラが広域的に損壊し、復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、部局横断的に、関係機関と連携して総合的に取組を進める必要がある。

また、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の整備、道路構造の強化の取組を進める必要がある。

○ハードとソフトを組み合わせた対策

ハード対策の着実な推進を行うとともに、道路啓開マップに基づく訓練、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる警戒避難体制整備の支援などのソフト面での対策を進める必要がある。

○地籍調査の推進

現地復元性のある地図を整備するため、市町が行う地籍調査の促進を図る必要がある。

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○海拔ゼロメートル地帯に対する対策

巨大地震発生時の津波等による長期にわたる浸水被害が予想される海拔ゼロメートル地帯について、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する必要がある。

○浸水対策、流域減災対策

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防について、脆弱箇所の補強対策及び耐震対策を実施する必要がある。また、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な水門等については、耐震対策を推進することが必要である。さらに、高潮・高波による被害軽減を図るため、機能の向上が必要な海岸保全施設については、嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を推進する必要がある。

資料 1 - 2

経営会議資料

平成 27 年 5 月 29 日

戦略企画部企画課

【新旧対照表】

	最終案	中間案
①	(表紙) 三重県国土強靭化地域計画（仮称） 最終案	(表紙) 三重県国土強靭化地域計画（仮称） 中間案
②	(3 ページ) …対応の厳しさを増している風水害に 対しては、「三重県新風水害対策行動計 画」により、…	(3 ページ) …対応の厳しさを増している風水害に 対しては、 <u>現在策定を進めています</u> 「三重 県新風水害対策行動計画(仮称)」により、 …
③	(8 ページ) 「三重県新風水害対策行動計画」	(8 ページ) 「三重県新風水害対策行動計画(仮称)」
④	(10 ページ) ○土砂災害危険箇所数が多いことを踏 まえた土砂災害対策 ・市町における土砂災害ハザードマップ の作成や避難勧告等を発令する際の…	(10 ページ) ○土砂災害危険箇所数が多いことを踏 まえた土砂災害対策 ・市町が避難勧告等を発令する際の…
⑤	(13 ページ) ○一時滞在施設の確保 …移送に対応するため、バス事業者との 協定の活用を図るなど、災害時における …	(13 ページ) ○一時滞在施設の確保 …移送に対応するため、バス事業者等と 協定を締結するなど、災害時における…

《改正理由》

- ①：中間案へのパブリックコメント等を経て最終案とした。
- ②、③：中間案公表後に「三重県新風水害対策行動計画」が公表されたため。
- ④：鈴鹿市意見も踏まえて検討。本県が重点的に取り組んでいる土砂災害対策を考慮
し、洪水及びたみ池のハザードマップについて記載していることから、土砂災害
ハザードマップについても記載すべきと判断した。
- ⑤：バス事業者との協定は平成 26 年に締結を終え、「等」にあたるものは現在の
ところ無いため、状況に即して改めた。

【新旧対照表（続き）】

<p>⑥ (14 ページ)</p> <p>○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能不全 (略)</p> <p>【主な箇所】</p> <p><u>河川：木曽川 鈴鹿川 雲出川</u> <u>櫛田川 宮川 木津川 熊野川</u> <u>等</u></p> <p><u>海岸：津松阪港海岸 七里御浜海岸</u> <u>等</u></p>	<p>(14 ページ)</p> <p>○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能不全 (略)</p>
<p>⑦ (15 ページ)</p> <p>○河川の整備 (略)</p> <p>【主な箇所】</p> <p><u>河川：木曽川 鈴鹿川 雲出川</u> <u>櫛田川 宮川 木津川 熊野川</u> <u>等</u></p> <p><u>ダム：川上ダム 鳥羽河内ダム</u></p>	<p>(15 ページ)</p> <p>○河川の整備 (略)</p>
<p>⑧ (17 ページ)</p> <p>○警戒避難体制整備等のソフト対策 市町における土砂災害ハザードマップの作成や避難勧告等を発令する際の…</p>	<p>(17 ページ)</p> <p>○警戒避難体制整備等のソフト対策 市町が避難勧告等を発令する際の…</p>
<p>⑨ (19 ページ)</p> <p>○民間物流施設等の災害対応力の強化 <u>「みえ防災・減災センター」と連携しつつ、</u>みえ企業等防災ネットワークを活用し…</p>	<p>(19 ページ)</p> <p>○民間物流施設等の災害対応力の強化 みえ企業等防災ネットワークを活用し…</p>

《改正理由》

- ⑥、⑦：国のモデル事業として先行的に策定された他県の地域計画を参考に記載した。
- ⑧：④に同じ。
- ⑨：「みえ企業等防災ネットワーク」の運営や企業 BCP の策定支援は、「みえ防災・減災センター」を主体として実施しているため、事実に即して改めた。

【新旧対照表（続き）】

⑩	(19 ページ) ○自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制の構築 …「三重県市町災害時応援協定」に基づく <u>物資支援体制</u> について検討を進め る。	(19 ページ) ○自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制の構築 …「三重県市町災害時応援協定」に基づく <u>物的支援</u> について検討を進め る。
⑪	(23 ページ、54 ページ) ○災害時の石油 <u>類燃料</u> の確保 (略)	(23 ページ、54 ページ) ○災害時の石油 <u>製品</u> の確保 (略)
⑫	(24 ページ) ※項目削除	(24 ページ) <u>○行政機関の機能低下の回避</u> <u>大規模災害発生時における災害対策</u> <u>活動に加え、(略) 三重県業務継続計画</u> <u>(BCP) を策定する。</u>
⑬	(24 ページ) ○代替輸送手段の確保等 …大規模輸送に対応するため、バス事 業者 <u>との協定の活用を図る</u> など…	(24 ページ) ○代替輸送手段の確保等 …大規模輸送に対応するため、バス事 業者 <u>等と協定を締結する</u> など…
⑭	(27、28 ページ) ○企業における業務継続計画（BCP）策 定の推進 …防災対策の推進を促すため、「 <u>みえ</u> <u>防災・減災センター</u> 」と連携しつつ、講 演会の開催や…	(27、28 ページ) ○企業における業務継続計画（BCP）策 定の推進 …防災対策の推進を促すため、講演会の 開催や…

《改正理由》

- ⑩：協定に基づく支援を行う体制づくりを行うための検討を進めている状況であることから、現況に則した記載に改めた。
- ⑪：鈴鹿市からの意見を受けた修正。（市意見では「石油燃料等」とすべきではという指摘だったが、他の協定等に合わせた表現とした。）
- ⑫：BCP 策定方針が明確化する中で、県の BCP が帰宅困難者対策に資する内容とはならないこととなったため、事実に即して、この項目からは削除した。
(※他の項目では県 BCP について記載している。)
- ⑬：⑤に同じ。
- ⑭：⑨に同じ。

【新旧対照表（続き）】

<p>(15) (29 ページ)</p> <p>○三重県石油コンビナート等防災計画の見直し …事前に把握するため<u>に実施した</u>石油コンビナート等防災アセスメント調査結果も活用するなどして、「石油コンビナート等防災計画」を継続的に見直していく。</p>	<p>(28 ページ)</p> <p>○三重県石油コンビナート等防災計画の見直し …事前に把握するため石油コンビナート等防災アセスメント調査<u>を実施し</u>、「石油コンビナート等防災計画」の見直しにつなげていく。</p>
<p>(16) (30 ページ)</p> <p>○食品産業事業者等の業務継続計画（BCP）の策定 …防災対策の推進を促すため、「<u>みえ防災・減災センター</u>」と連携しつつ、講演会の開催や…</p>	<p>(30 ページ)</p> <p>○食品産業事業者等の業務継続計画（BCP）の策定 …防災対策の推進を促すため、講演会の開催や…</p>
<p>(17) (34 ページ)</p> <p>○堤防、護岸の整備 (略) 【主な箇所】 <u>河川：木曽三川 鈴鹿川 雲出川</u> <u>櫛田川 宮川 木津川 熊野川</u> 等 <u>海岸：津松阪港海岸 七里御浜海岸</u> 等</p>	<p>(34 ページ)</p> <p>○堤防、護岸の整備 (略)</p>
<p>(18) (39 ページ)</p> <p>○地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備 …共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める。</p>	<p>(39 ページ)</p> <p>○地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けた準備 …共有するなど、復興に向けた事前準備を進める。</p>

《改正理由》

- ⑯ : 防災アセスメントは既に終了しており、現在はその結果を活用して計画を見直していく段階にあることから、現況に即して改めた。
- ⑰ : ⑨に同じ。
- ⑱ : ⑥、⑦に同じ。
- ⑲ : 今年度から策定に着手している「三重県復興指針（仮称）」における「いつか来る震災に備える」という方針に即して改めた。

【新旧対照表（続き）】

<p>⑯ (39 ページ)</p> <p>○海拔ゼロメートル地帯に対する対策</p> <p>【主な箇所】</p> <p><u>河川：木曽三川下流域</u></p> <p><u>海岸：長島地区海岸、城南第一地区</u></p> <p><u>海岸</u></p>	<p>(39 ページ)</p> <p>○海拔ゼロメートル地帯に対する対策</p> <p>(略)</p>
<p>⑰ (40 ページ)</p> <p>○浸水対策、流域減災対策</p> <p>【主な箇所】</p> <p><u>河川：木曽三川 鈴鹿川 雲出川</u></p> <p><u>櫛田川 宮川 木津川 熊野川</u></p> <p><u>等</u></p> <p><u>海岸：津松阪港海岸 七里御浜海岸</u></p> <p><u>等</u></p>	<p>(39 ページ)</p> <p>○浸水対策、流域減災対策</p> <p>(略)</p>
<p>⑱ (41 ページ)</p> <p>2 「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による取組の推進</p> <p>※削除</p>	<p>(40 ページ)</p> <p>2 「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による取組の推進</p> <p><u>…なお、事業の進捗状況のとりまとめ方法については、次期「みえ県民力ビジョン・行動計画」の検討とあわせて行っていくものとします。</u></p>
<p>⑲ (49 ページ)</p> <p>○物資輸送ルート（陸路）の確保</p> <p>※削除</p>	<p>(48 ページ)</p> <p>○物資輸送ルート（陸路）の確保</p> <p>【主な路線】</p> <p>高規格幹線道路：(略)</p> <p>直轄国道：(略)</p> <p>地域高規格道路：(略)</p> <p>【早期事業化が必要な路線】</p> <p>(略)</p>

《改正理由》

- ⑯、⑰：⑥、⑦に同じ。
- ⑱：進捗状況のとりまとめ方法について、別途検討を進めていることから、計画本文からは削除することとした。
- ⑲：国のモデル事業として先行的に策定された他県の地域計画を参考に、ここには具体的な路線名を記載しないこととした。

<p>②③ (61 ページ)</p> <p>○発災後の経済活動の機能不全を防ぐ 道路ネットワークの整備</p> <p>※削除</p>	<p>(60 ページ)</p> <p>○発災後の経済活動の機能不全を防ぐ 道路ネットワークの整備</p> <p>【主な路線】</p> <p>高規格幹線道路：(略) 直轄国道：(略) 地域高規格道路：(略)</p> <p>【早期事業化が必要な路線】</p> <p>(略)</p>
--	--

《改正理由》

②③ : ②②に同じ。